

# くらし

多様な価値観や個性が尊重され、誰もが自分らしく人生100年時代を健康で安心して生き活きと暮らせる社会を目指します。

## 基本戦略1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

施策名	頁数
1 地域の医療・介護のサービス確保及び充実	P042
2 健康づくりと生きがいづくりの促進	P045

## 基本戦略2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる

施策名	頁数
1 互いに支え合う地域共生社会の更なる推進	P048
2 男女が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会づくり	P053
3 多文化共生社会の推進	P055

## 基本戦略3 安心して生活できる環境づくりを推進する

施策名	頁数
1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり	P057
2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	P060
3 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり	P062
4 環境への負荷が少ない循環型社会づくり	P065
5 水・大気環境の確保と生物多様性の保全	P068
6 動物愛護管理の推進	P072

〈成果指標・指標について〉

累計：計画期間中（2026年度～2030年度）の単年度の数値を合計したもの

## 【基本戦略1】

## 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

## 施策 1

## 地域の医療・介護のサービス確保及び充実

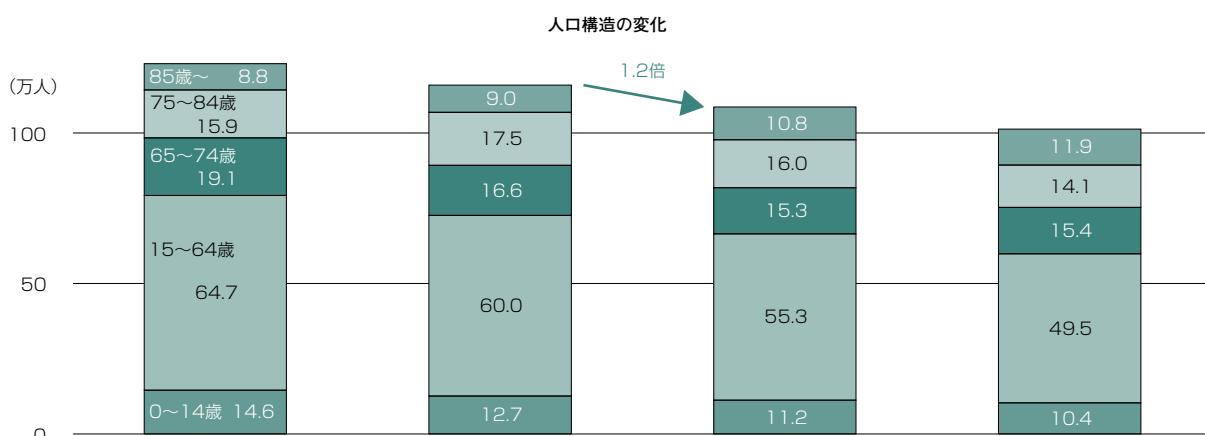


## めざす姿

- 県民が住み慣れた地域で希望する医療や介護のサービスを受けることができる社会となっている。

## 現状・課題

- 2030年から2035年までに85歳以上人口が1.2倍に増加することが想定され、高齢者は慢性疾患や複数の疾病、認知症を有する割合が高いため、医療と介護双方のニーズが今後も拡大していくことが想定される。
- 高齢者人口が増える都市部と減少する離島などの地域差を踏まえた安全・安心で効果的な医療・介護を効率的に提供する必要性が増大している。
- 高齢化の進展に伴う自宅や施設での継続的な療養が必要な患者の増加への対応が求められている。
- 離島における医療従事者の確保、人口の動向や医療・介護資源の偏在など地域の実状に応じた対応が求められている。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」

成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
住み慣れた地域において必要な医療・介護サービスを受けられていると思う人の割合	65.8% (R7年度)	70% (R12年度)

## 施策概要

- 市町や関係機関等と連携しながら、医療・介護現場におけるテクノロジーの活用を推進するなど、地域の実情に応じた医療提供体制の整備や地域包括ケアシステム\*の充実、医療・介護の担い手の育成・確保に取り組むことで切れ目のない医療・介護サービスを確保します。

\*地域包括ケアシステム：高齢になっても、住み慣れた地域で自らの暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一貫して提供される仕組み

## 【基本戦略1】健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

### 1 持続可能な医療提供体制の構築

人口減少や少子高齢化の進展などを踏まえ、医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保に取り組みます。また、災害や新興感染症の流行等の有事の医療提供体制の確保、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題解決に取り組みます。

- 関係者との協議等による地域医療構想<sup>\*</sup>の実現やかかりつけ医の機能発揮に向けた取組
- 市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実
- 持続可能な小児・周産期の医療提供体制の構築
- ドクターヘリ<sup>\*</sup>の運用を含めた総合的な救急医療提供体制の構築
- 災害時や新興感染症等発生時における保健医療体制の確保
- ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化
- 離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保
- ICTの活用による遠隔医療、医療DX<sup>\*</sup>の推進



ドクターヘリ

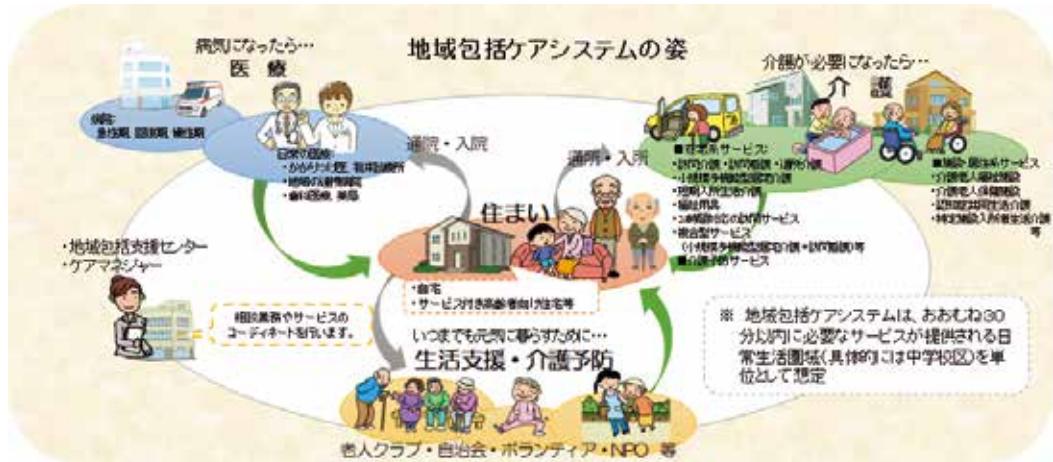
指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
二次救急医療体制 <sup>*</sup> が整備されている圏域の割合	100% (R6年度)	100% (R12年度)



### 2 地域包括ケアシステムの深化

将来の人口推移の地域差を見据えながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援等を一体的に提供する仕組みの充実に向けた市町の取組を支援します。

- 地域包括ケアシステム評価基準<sup>\*</sup>を活用した市町の取組状況の評価及び助言
- 在宅医療と介護サービスの連携の推進
- 高齢者施設等における口腔ケアの質の向上
- 介護予防の推進、住民主体の助け合いによる生活支援体制強化



地域包括ケアシステムの姿 (提供:厚生労働省)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域包括ケアシステムが充実したと判断される日常生活圏域の割合	38.0% (R5年度)	68% (R12年度)



<sup>\*</sup>地域医療構想：将来の人口構造や医療ニーズの変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るための構想

<sup>\*</sup>ドクターヘリ：医療機器等を搭載し、医師が搭乗して救命処置を行いながら医療機関へ搬送するヘリコプター

<sup>\*</sup>医療 DX：保健・医療・介護の様々な情報やデータを、クラウド等の基盤を通して共通化・標準化し、国民の健康増進、質の高い医療等の提供、関係機関の業務効率化などを実現する取組

<sup>\*</sup>二次救急医療体制：入院や手術が必要な重症患者を対象とした救急医療体制

<sup>\*</sup>地域包括ケアシステム評価基準：地域包括ケアシステムの充実に向け、市町の取組を見る化し、PDCAサイクルによる改善や関係団体等との連携強化を促進するため、本県独自に策定した評価基準

## 3

## 医療人材の育成・確保・定着

人口減少、少子高齢化が進行している状況の中であっても、地域の医療需要に対応できる医療人材の数と質の確保を進め、誰もが必要な時に必要な医療を受けられる体制が引き続き確保されるよう取り組みます。

- 医学修学生の育成等、医師の確保
- 医師の労働時間短縮等、医療機関における勤務環境の改善
- 看護職員の養成及び県内就業の促進
- 看護職員の離職防止・資質向上及び再就業の支援
- 薬学修学生の支援等、薬剤師の確保及び資質向上
- 歯科衛生士の確保



離島病院(上五島病院)の医師と患者



離島病院(対馬病院)における看護職員と新生児

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
医師確保計画において設定される医師少数区域数	0区域 (R5年度)	0区域 (R12年度)



## 4

## 介護人材の確保・定着

高齢化が進む中、地域で必要な介護サービスを確保するため、多様な人材の参入促進と、職員に長く働いてもらえる環境づくりを相乗的に推進し、特に、若い担い手の確保、外国人材の活用、介護テクノロジー<sup>\*</sup>による生産性の向上などに重点的に取り組みます。

- 若い世代への介護に関する基礎講座、職場体験等による普及啓発
- 新卒者、介護職未経験者、高齢者など多様な人材の参入の促進
- 介護事業所における外国人介護人材の受入・育成への支援
- 介護職員の賃金等の待遇改善や働きやすい環境づくりの推進
- 介護現場におけるテクノロジーの導入等による生産性向上への支援
- 地域の実情に応じた介護人材・専門人材の確保・育成の推進



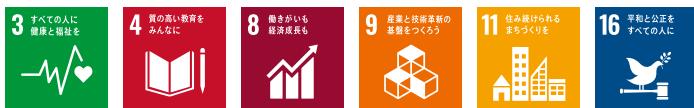
移乗支援機器(ベッドから車いす)の使用

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
介護職員数	27,908人 (R5年度)	31,000人 (R12年度)



<sup>\*</sup>介護テクノロジー：介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者等の自立支援に資する技術や機器の総称

## 施策2 健康づくりと生きがいづくりの促進

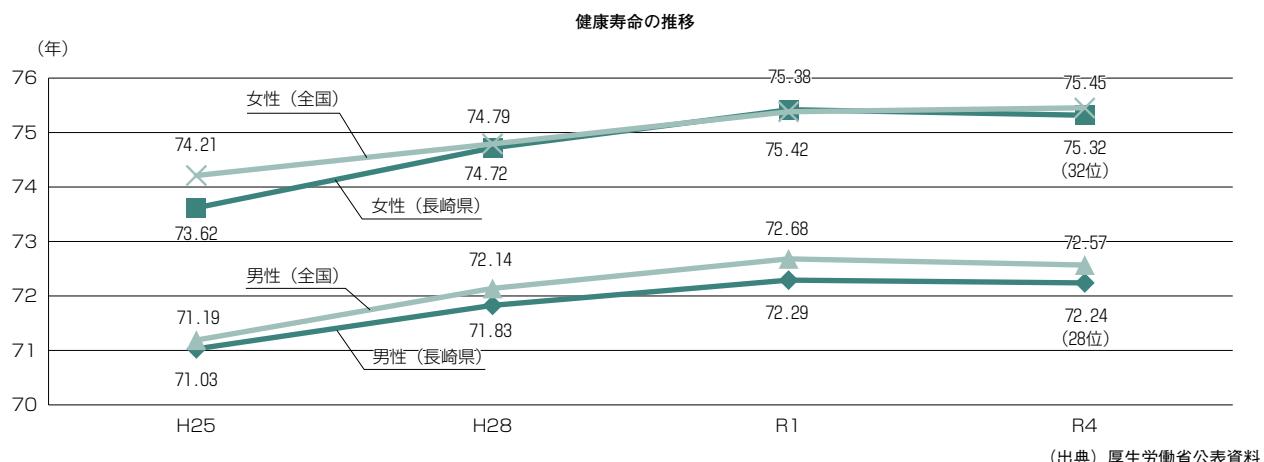


### めざす姿

- 県民が住み慣れた地域で生涯を通していつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができる社会となっている。

### 現状・課題

- 国は健康づくり運動「健康日本21」に基づき健康寿命の延伸を推進している。
- 女性の社会進出、仕事と育児や介護の両立、多様な働き方など社会変化の中、誰一人取り残さない健康づくりが求められている。
- 本県の健康寿命(男性72.24年、女性75.32年)が全国平均(男性72.57年、女性75.45年)を下回る状況を踏まえた健康寿命延伸の更なる取組の推進が必要となっている。
- 20~40代の健康管理・生活改善への取組の増加に向け、働き盛り世代への更なるアプローチが求められている。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
健康寿命	平均寿命 男性81.13年、女性87.00年 健康寿命 男性72.24年、女性75.32年 (R4年)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (R12年)

### 施策概要

- 健康寿命延伸の取組や高齢者の社会参加促進、地域スポーツの活性化等により県民がいつまでも健康でこころ豊かに活躍できる社会づくりを推進します。

## 1 健康づくりの推進

県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人ひとりの健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備します。

- 県民運動の展開等による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりと健康意識向上につなげるための普及啓発
- 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営<sup>\*</sup>の推進
- 気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができる「歩こーで！」<sup>\*</sup>の活用促進
- 健康的な生活習慣の確立及び誰もが自然に健康になれる食環境づくり
- 生活習慣改善のための各種健(検)診の推進
- 健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮した望まない受動喫煙の防止
- 歯科健(検)診の受診促進やかかりつけ歯科医での定期管理の充実



ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」ロゴマーク

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
平均自立期間 <sup>*</sup>	男性79.9年 女性84.3年 (R4年)	男性80.7年 女性85.1年 (R12年)



## 2 高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進

高齢者の生きがいの創出と健康の維持・増進を図り、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍できる社会の実現をめざして、高齢者の社会参加を積極的に促進します。

- 市町を中心とした社会参加促進の取組への支援
- 高齢者のスポーツ大会、健康づくり等に関する活動の推進
- 老人クラブ活動<sup>\*</sup>への支援



社会参加促進セミナー

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
新たに住民主体の助け合い活動を創出した市町数	10市町 (R6年度)	21市町 (R12年度)



\*健康経営：従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むこと  
\*歩こーで！：歩くことをはじめとしたさまざまな健康活動によってポイントが貯まり、地域の協力店でのサービス等が受けられるスマートフォン専用アプリケーション  
\*平均自立期間：介護保険の要介護1以下の状態を日常生活が自立しているとみなし、その状態を維持できる期間の平均  
\*老人クラブ活動：地域の高齢者が自主的に集まり、スポーツや趣味活動を通じた生きがいや健康づくりと、地域の見守りや環境美化などの社会貢献に取り組む活動のこと

## 【基本戦略1】健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

### ③ 地域の元気づくりのための生涯学習の充実及び社会教育<sup>\*</sup>の活性化

県民が学びの成果を活かして活躍できる社会を実現するために、多様な学習機会を提供します。

- ながさき県民大学<sup>\*</sup>(主催講座)の充実
- 社会教育関係者等スキルアップ講座の開催
- 県民の課題解決支援サービスの実施など県立図書館の機能充実



ながさき県民大学(夏休み子ども工作教室)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県主催の生涯学習及び社会教育関係講座の参加者満足度	96% (R6年度)	96%以上 (R12年度)

### ④ 生涯スポーツの推進

スポーツを通じた県民の健康増進とまちの活力を創出するため、関係機関等と積極的に連携し、県民の誰もが、人種や性別、年齢、障害の有無にかかわらず、楽しく、気軽にスポーツでつながる環境づくりを進め、生涯スポーツの推進に取り組みます。

- 総合型地域スポーツクラブ<sup>\*</sup>を活用した運動・スポーツの機会創出
- ニュースポーツ<sup>\*</sup>等の普及・定着化に向けた県民向けスポーツイベントの開催
- 総合型地域スポーツクラブへの高齢者向けプログラム充実に向けた働きかけ
- スポーツに親しめる環境を作り・支え・継続していくための人材育成支援



気軽にスポーツしよう!プロジェクト

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	51.9% (R6年度)	58% (R12年度)

### ⑤ 食育<sup>\*</sup>の推進

県民が、「食」に関する正しい知識とバランスの良い「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう、地域への食育活動支援など食育推進ネットワークによる市町、関係団体や民間事業者等と連携した取組を推進します。

- 市町、食育関係団体や民間事業者等と連携した各地域での食育の取組活動への支援
- 食に関する体験活動の推進と情報提供の充実



食育啓発作品コンクール 絵画部門 優秀賞作品

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
食育を実践している県民の割合	53.7% (R7年度)	80% (R12年度)

\*社会教育：学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）  
\*ながさき県民大学：県民の学習活動のサポートのため、県や市町、大学等で実施している生涯学習講座を紹介する取組  
\*総合型地域スポーツクラブ：こどもから高齢者まで地域の誰もがいつでも気軽に参加し、複数のスポーツに親しめる多種目、多世代型の地域におけるスポーツクラブ  
\*ニュースポーツ：20世紀後半以降に新しく考案され、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツ  
\*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと

## 【基本戦略2】

## 多様性を尊重し合う共生社会をつくる

施策

1

## 互いに支え合う地域共生社会の更なる推進

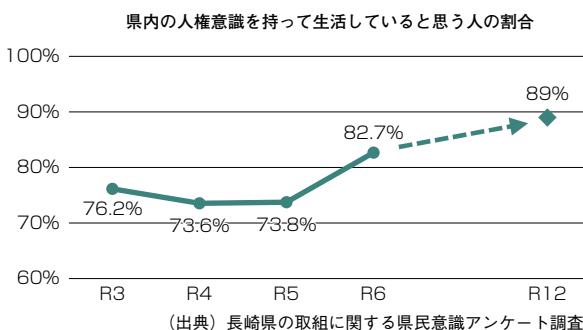


## めざす姿

- 互いに支え合い、互いの人権が尊重され、一人ひとりの暮らしや生きがいを大切にしながら、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会<sup>\*</sup>となっている。

## 現状・課題

- 複雑な課題を抱える人や世帯への包括的支援体制の整備、生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会の必要性が高まっている。
- SNS等での発信のあり方や性の多様性など、複雑・多様化している人権問題に対して、県民の人権を尊重する意識を醸成することが求められている。
- 急激な高齢化の進行に伴う認知症高齢者等の増加への対応が求められている。



長崎県における認知症高齢者等の将来推計 (千人)					
	R4	R7	R12	R22	R32
総人口 ※1	1,283	1,230	1,159	1,012	869
高齢者数 ※1	432	438	432	414	377
高齢化率	34.0%	35.6%	37.3%	40.9%	43.4%
認知症(有病率) ※2	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%
認知症(高齢者数)	53.1	56.5	61.4	61.7	56.9
MCI(有病率) ※2	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%
MCI(高齢者数)	67	67.4	69.1	64.6	61.1

\*1「総人口」及び「高齢者数」は「人口推計(2022年(令和4年)10月1日現在)」、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023年)推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づくもの。  
\*2有病率は「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学二宮教授)に基づくもの。なお、認知症及び MCI 者の年齢階級別有病率が 2025 年以降も一定と仮定した場合。

MOI : 軽度認知障害

成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
包括的な相談支援体制の充実(包括的な相談支援体制の構築・明確化ができる市町)	2市町 (R5年度)	21市町 (R12年度)
住民同士が地域でともに支えあいながら、生きがいをもって生活できていると感じている県民の割合	38.4% (R7年度)	50% (R12年度)

## 施策概要

- 高齢者、障害者をはじめ、きめ細かな対応が必要な人たちやその家族等への地域での支援や見守り等の充実を図り、働く場を確保することなど社会参加を促します。
- 多様性を認め合い、互いの人権を尊重する意識を醸成するため、県民への人権教育・啓発を推進します。

\*地域共生社会：子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

## 【基本戦略2】多様性を尊重し合う共生社会をつくる

1

### 社会的配慮を必要とする人たちへのきめ細かい支援の実施

生活困窮者の自立支援や自殺防止に向け、相談支援体制の充実と民間団体の連携強化を進めます。また、孤独・孤立問題や依存症問題の対策に取り組むほか、長崎県ケアラー支援条例のもと、ケアラー<sup>\*</sup>を地域全体で支える取組を推進します。加えて、ひきこもりに関する相談支援体制についても、当事者や家族の状況に応じた支援が行えるよう、市町等と連携し、地域の実情に即した支援の充実に取り組みます。

- 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築
- 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進
- 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進
- ケアラー、ひきこもりを対象とした8050問題<sup>\*</sup>も含めた相談支援体制の整備
- 官・民・NPO等の多様な主体の連携・協働等による孤独・孤立対策の推進



長崎県ケアラー支援条例ポスター

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
福祉サービスに関する苦情解決率	100% (R5年度)	100% (R12年度)

2

### 障害者等が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援

障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、福祉サービスの提供体制等の環境整備を図り、虐待の防止、差別の解消等を推進します。

- 障害者福祉施設から一般就労への移行及び工賃向上への支援
- 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進
- 障害を理由とする差別解消の促進
- 障害福祉サービスの提供体制の確保
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備
- 福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進



不當な差別的取扱いと合理的配慮の提供

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合	100% (R5年度)	100% (R12年度)

\*ケアラー：高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者  
\*8050問題：主に50代のひきこもりの子どもを80代の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や病気や介護といった問題により、地域社会から孤立を深め、必要な支援につながらない社会問題

## 3

## 認知症の人・家族等が地域の人々と支えあいながら暮らすことができる環境づくり

認知症の人や家族が、地域で自分らしく生活できるよう、認知症に関する理解を深め、認知症の人の意向を尊重しながら、認知症の人等を地域で支えあう仕組みづくりや医療・介護体制の充実、権利擁護等を推進します。

- 認知症の人やその家族を地域で支えあう仕組みづくり
- 認知症に関する医療連携体制の強化及びケアの質の向上
- 認知症高齢者等の権利擁護の推進



指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
認知症の人や家族を地域で支える「チームオレンジ*」を設置している市町数	11市町 (R6年度)	21市町 (R12年度)

\*チームオレンジ：認知症初期段階から心理・生活面の支援として市町がコーディネーターを配置し、認知症の方の悩みや生活支援ニーズ等と認知症サポーター等の支援者をつなぐ仕組み

## 4 多様な主体による連携・協働の推進

県民ボランティア活動支援センターを中心に社会福祉協議会などの関係団体とも連携し、NPO<sup>※</sup>・ボランティア団体の育成や活動の支援を行い、県民や行政、NPO・ボランティア団体、自治会、学校、企業など多様な主体による連携・協働を推進します。

- 多様な主体との連携・協働に関する相談窓口等での対応や研修の実施
- NPO・ボランティア団体の人材育成や情報発信等の支援



県民ボランティア活動支援センターでの講座

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
行政(県・市町)とNPO・ボランティア団体との協働実施件数	1,102件 (R6年度)	1,402件 (R12年度)

## 5 互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり

すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性やインターネットによる人権侵害等様々な人権・同和問題に対し、県民一人ひとりが理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

- 人権施策のあり方に関する検討委員会<sup>※</sup>の意見を踏まえた人権施策の推進
- あらゆる場や機会を通じた人権・同和問題啓発の推進
- 社会教育及び学校教育における人権・同和教育の推進



長崎スタジアムシティでの人権啓発イベント

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
人権意識を持って生活していると思う人の割合	82.7% (R6年度)	89% (R12年度)

※ NPO (Non-Profit Organization)：様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称  
 ※人権施策のあり方に関する検討委員会：近年、SNS 等での発信のあり方や性の多様性など、人権問題が多様化・複雑化していることから、本県が人権施策を検討するにあたって、必要となる基本的な視点や考え方、今後の本県の施策の方向性についてご意見を伺うために設置した有識者からなる検討委員会

## 6

困難な問題を抱える女性及びDV<sup>\*</sup>被害者への支援、DVの予防

困難な問題を抱える女性やDV被害者などの支援対象者の立場に立った、相談から自立までのきめ細かな支援を推進します。

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者、その子どもに対する市町や関係機関、民間支援団体等と連携した切れ目のない支援の推進
- 支援調整会議の設置による市町の体制強化に向けた支援
- 困難な問題を抱える女性を支援する民間支援団体等のネットワーク構築
- 被害を未然に防ぐ予防教育や啓発活動、民間支援団体等と連携した加害者更生のための対応手法の研究
- 中学・高校生へのDV予防教育の推進



高校生を対象としたDV予防教育

女性に対する暴力根絶の国際的な  
シンボルマーク「パープルリボン」

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
女性支援法に基づく支援調整会議の機能を有する会議体を設置している市町数	0市町 (R6年度)	21市町 (R12年度)

\* DV (Domestic Violence) : 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力

## 施策 2

### 男女が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会づくり

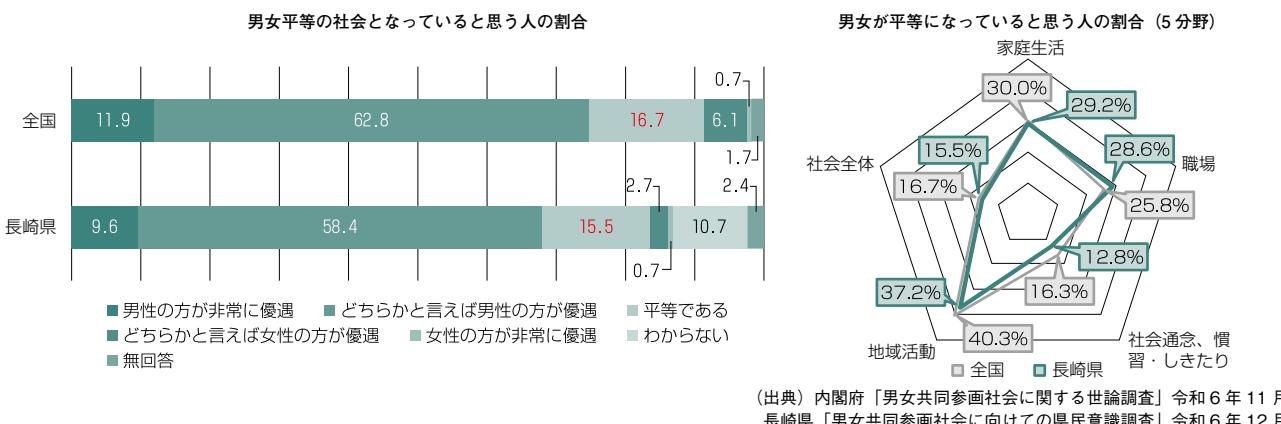


#### めざす姿

- 固定的な性別役割分担意識が解消され、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる男女平等の社会となっている。

#### 現状・課題

- 社会には無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめとする固定的な性別役割分担意識が根強く存在している。
- 東京圏への転出超過数の大半を10~20歳代の若者が占め、女性が男性を上回っており、「若者・女性にも選ばれる地方」を実現することが急務である。
- 都道府県別の男女平等度によると、本県は行政、政治分野などで全国低位にとどまっている。
- 意識調査の結果において、「男女が平等である」と回答した者の割合が低く、あらゆる分野における女性の参画を進める必要があり、男女共同参画<sup>\*</sup>の更なる取組が求められる。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
男女平等の社会となっていると思う人の割合	15.5% (R6年度)	50% (R12年度)

#### 施策概要

- 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめとする固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進します。また、男女が共に家事、子育て、介護等を分担し、職場・地域の中で活躍できるよう取り組みます。

<sup>\*</sup>男女共同参画：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと

## 1

## あらゆる分野における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、長崎県男女共同参画推進員及び市町等と連携した普及啓発や研修会の実施などにより、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の払拭等を図り、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

- 男女共同参画に関する広報啓発や情報提供、相談、研修会の実施
- あらゆる分野において男女共同参画を進めるため、様々な関係機関や団体と連携・協働の推進



市町男女共同参画担当者研修会

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県の審議会等委員への女性の登用率	37.3% (R6年度)	40%以上 (R12年度)



## 2

## 共家事・共育ての促進

女性活躍推進<sup>※</sup>及び男女共同参画社会の実現のため、市町や民間団体等と連携し、子育て世帯や家事・子育て等に関わるすべての方々に、共家事・共育ての意識啓発を実施します。

- 市町や民間企業、子育て団体等と連携した県民の意識醸成
- 部局間連携による男性の家庭参画や育児・介護休業取得等に対する地域や職場の理解促進



「共家事・共育て」ロゴマーク

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	全体49.3% 女性40.1% (R7年度)	全体60% 女性50% (R12年度)



<sup>※女性活躍推進</sup>：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分発揮して職業生活において活躍すること等を推進すること

## 施策3 多文化共生社会の推進

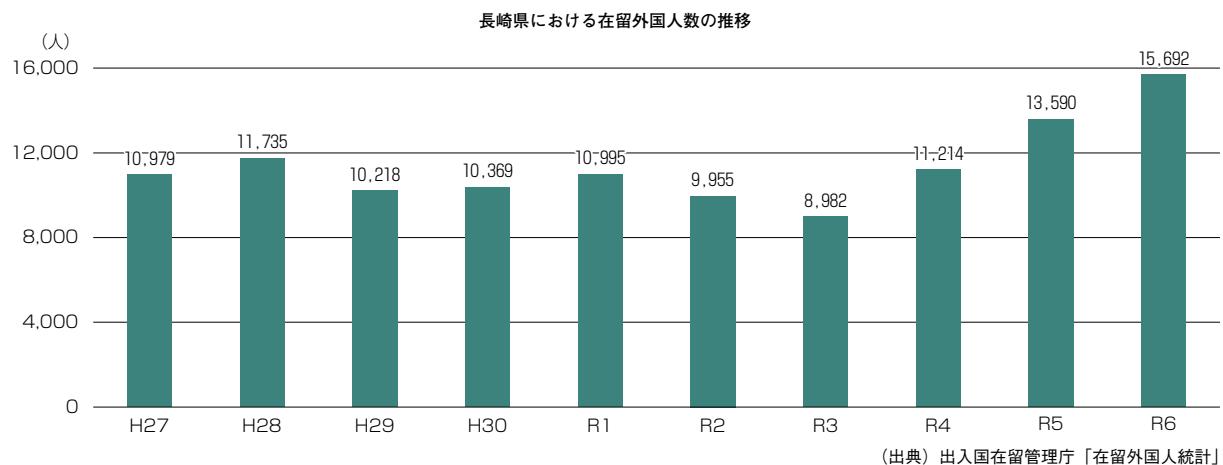


### めざす姿

- 外国人住民が地域社会と関わりを持ちながら、安全・安心に生活・活躍できる共生社会となっている。

### 現状・課題

- 在留外国人数が増加する中、地域住民間の相互理解の必要性が増大している。
- 国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において日本語教育の推進を重視している。
- 日本人住民と外国人住民の交流・相互理解促進など、外国人住民が地域住民として活躍できる環境づくりへの対応が求められている。
- 地域日本語教室\*等の多文化共生\*推進拠点がある市町の拡大が必要となっている。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
地域日本語教室等の多文化共生推進拠点がある市町数	14市町 (R7年度)	21市町 (R12年度)

### 施策概要

- 市町や関係機関と連携して地域日本語教室等の多文化共生推進拠点を県内全域に展開し、外国人住民の様々な困りごとに対応できる相談窓口の設置・運営等を通して、外国人住民が地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現に取り組みます。

\*地域日本語教室：外国人住民が、日本で生活する上で必要な日本語や生活・地域の情報などを学ぶ場。日本人住民が参加することで、外国人住民が対話を通じて日本語を学ぶことができ、日本人住民の多様な言語・文化への理解促進につながるなど、多角的な意義を持つ

\*多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと

## 1 コミュニケーション支援及び意識啓発・相互理解の促進

地域日本語教室等の多文化共生推進拠点を設置・運営し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進します。併せて、外国人相談窓口の設置・運営を通して外国人住民が安全・安心に生活できる体制を整備します。

- 既設の地域日本語教室を多文化共生推進拠点として強化する取組の推進
- 県内全市町への多文化共生推進拠点の設置に向けた支援
- 多言語による外国人相談窓口の設置・運営や防災情報の提供
- 外国人患者を受入れ可能な医療機関の情報提供



地域日本語教室

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県内在留外国人の地域日本語教室等への参加人数	407人 (R6年度)	814人 (R12年度)



## 【基本戦略3】

# 安心して生活できる環境づくりを推進する

施策

1

## 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり



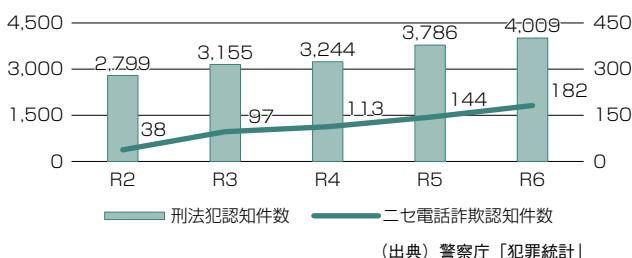
### めざす姿

- 県民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識が向上し、安全・安心に暮らしている。

### 現状・課題

- フィッシング\*による個人情報の詐取、SNS等を悪用した詐欺、犯罪実行者募集情報など、サイバー空間\*の脅威は深刻な状況となっている。
- 人口減少や少子高齢化に伴い、地域の防犯・防災・交通安全活動の担い手不足が顕在化している。
- こども・女性・高齢者等に係る犯罪被害の予防や自主防犯活動の活性化が必要となっている。
- ニセ電話詐欺\*、SNS型投資・ロマンス詐欺\*等の被害防止活動、交通死亡事故抑止対策、サイバーセキュリティ対策の更なる推進が求められている。

県内の刑法犯認知件数及びニセ電話詐欺認知件数の推移



県内の交通事故死者数の推移



成果指標	基準値(基準年)
ニセ電話詐欺をはじめとする刑法犯認知件数	4,009件 (R6年)
年間の交通事故死者数	「第12次長崎県交通安全計画(仮称)」策定時に設定(R6年)



目標値(目標年)
発生件数の上昇を抑え、減少に転じさせる(R12年)
「第12次長崎県交通安全計画(仮称)」における目標(R12年)

### 施策概要

- 地域住民、事業者、関係機関及び行政が一体となって、各種犯罪対策、交通安全対策の地域安全活動を推進し、犯罪に強く、交通の安全が確保された安全・安心なまちづくりに取り組みます。

\*フィッシング：実在のサービスや企業をかたり、偽のメールやSMS（ショートメッセージサービス）で偽サイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を盗んだり、マルウェア（悪意のあるソフトウェア）に感染させたりする手口

\*サイバー空間：情報通信技術を用いて情報がやり取りされる、インターネットその他の仮想的な空間

\*ニセ電話詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面せずに信頼させ、指定した預貯金口座への振込などの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称

\*SNS型投資・ロマンス詐欺：SNSを通じて対面することなく、やり取りを重ねるなどして関係を深めて信用させたり、恋愛感情や親近感を抱かせたりして金銭をだまし取る犯罪

## 1 安全・安心を実感できる社会環境づくり

県民や来県者が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚、自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の被害に遭いにくい環境の整備に取り組みます。

- テレビ、新聞、メール配信、SNS等のあらゆる媒体を活用したタイムリーな情報発信の推進
- 広報啓発、防犯カメラの効果的活用等による子ども・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防の推進
- 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進
- 関係機関との連携を含む少年を取り巻く環境の健全化
- 犯罪被害者等に対する支援の充実



地域安全パレード

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
安全・安心に関する情報発信数	3,595件 (R4～R6年平均)	3,900件以上／年 (R12年)

## 2 交通安全対策の推進

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少に向けて取り組みます。

- 交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備及び運転免許行政の実施による総合的な交通安全対策の推進
- 関係機関・団体と連携した参加・体験型の交通安全教育、交通安全キャンペーン等各種広報啓発活動による高齢者をはじめとした運転者と歩行者の交通死亡事故抑止対策の推進



交通安全教育研修

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
交通安全教育等の実施回数	7,111回 (R6年)	7,300回以上／年 (R12年)

## 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

### 3 組織犯罪対策の推進

安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団をはじめ、匿名・流動型犯罪グループ\*による組織的な犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するほか、官民一体となった暴力団の排除活動を推進することにより犯罪の未然防止に取り組みます。

- ニセ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に対する取締りの推進
- 暴力団排除活動、暴力団等による犯罪に対する取締りの徹底等、暴力団総合対策の推進
- 潜在化する薬物銃器事犯に対する取締りの徹底及び同事犯の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- 関係機関と連携した在留外国人の安全確保に向けた総合対策の推進
- 薬物乱用を許さない社会環境をつくるため、学校や地域における薬物乱用防止教室をはじめとする各種広報啓発活動の推進



違法薬物(乾燥大麻)



ニセ電話詐欺(偽の警察官)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
ニセ電話詐欺関連事犯の検挙	54件・44人 (R6年)	基準値を上回る (R12年)

### 4 サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

産学官の機関・団体やボランティア等と連携した広報啓発活動などを推進して県民のサイバーセキュリティ\*に対する意識向上を図り、また、高度な技術を有する捜査員の育成などサイバー犯罪対処能力の向上を推進します。

- サイバーセキュリティ意識の向上に向けた広報啓発活動の推進
- サイバー空間の脅威に対処するための人材育成及び体制整備の推進



サイバーセキュリティボランティアの活動

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
サイバーセキュリティ講話の受講者数	33,570人 (R4～R6年平均)	37,000人以上／年 (R12年)

\*匿名・流動型犯罪グループ：資金獲得活動による収益を吸い上げる中核部分は匿名化され、実行犯はSNS等で募集され流動化しているなどの特徴を有する犯罪集団  
\*サイバーセキュリティ：電磁的方式により記録された情報等の安全管理及び情報システム等の安全性・信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること

## 施策 2

## 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上

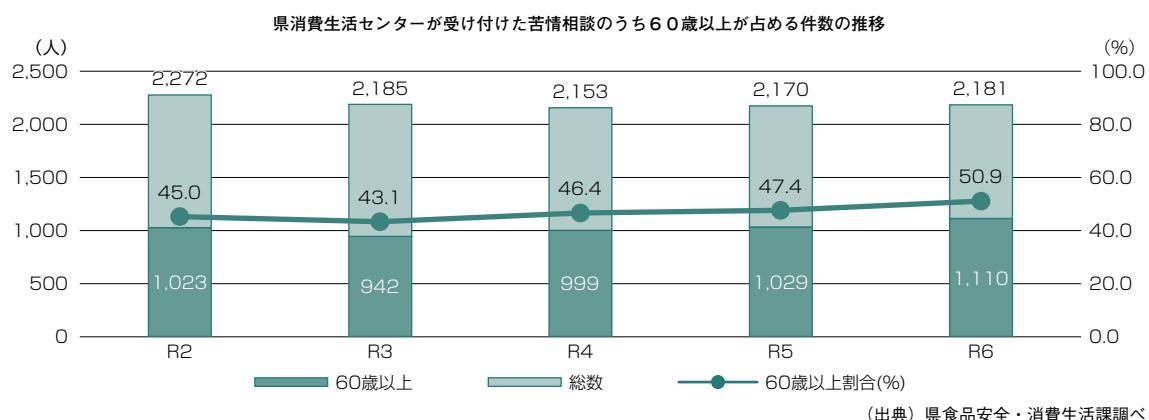


## めざす姿

- 食品の安全性や消費者の安心がより確保され、安全・安心な食生活や消費生活が営まれている。

## 現状・課題

- インターネットやSNSの普及に伴い、食品の安全・安心に関する情報の氾濫や消費者トラブルの手口が悪質・巧妙化している。
- 高齢化の進展や成年年齢の引き下げに伴い、高齢者・若年者の消費者被害拡大が懸念されている。
- 食品の安全確保と安全性に対する正しい知識の普及・啓発が必要である。
- 消費者相談窓口体制の維持・強化、消費者教育の推進が必要である。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県内で購入する食品を安全だと思う県民の割合	90.9% (R7年度)	93%以上 (R12年度)
県・市町の消費生活センター及び相談窓口におけるあっせん解決率	92.4% (R6年度)	94.4% (R12年度)

## 施策概要

- 製造・流通における食品の安全性の確保と、食品の安全性について正確な情報発信や意見交換会等を通して県民の理解促進に取り組みます。
- 県内の消費生活相談体制を維持・強化し、県民が消費者トラブルを予防できるように各種啓発に取り組みます。

## 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

### 1 食品の高い安全性の確保

食品営業施設監視や流通食品の検査により、HACCP\*検証と不良食品排除、食中毒発生を防止し、と畜\*検査による疾病肉排除とデータ還元による疾患対策を支援します。

- 食品営業施設の監視や流通食品の検査による県内食品の安全性の確保
- と畜検査による1頭ごとの全頭検査を通じた食用にできない食肉の排除
- と畜場及び大規模食鳥処理場の外部検証を実施することによるHACCPの適切な運用



食の安全(スーパーでの監視)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
監視指導計画に基づく監視指導実施率	82.5% (R6年度)	100% (R12年度)

### 2 食品の安全性に関する理解促進

県民の食品添加物、残留農薬、輸入食品等に対する不安を解消するため意見交換会(リスクコミュニケーション)などを通じた理解促進や民間事業者と連携した食品の安全・安心講座の実施に取り組みます。

- 食品の安全性に関する意見交換会や講習会等のリスクコミュニケーションの実施
- ホームページやSNS等を活用した食に関する情報発信の充実
- 食品110番\*による苦情相談の受付・対応、食品表示の調査・指導の実施



食品の安全性に関する意見交換会

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
食品の安全性に関する意見交換会等の参加者の理解度	93.8% (R7年度)	95%以上 (R12年度)

### 3 消費者被害の防止と消費者教育の推進

消費者トラブルの未然防止・拡大防止と自立した消費者の育成を図るため、消費者からの苦情相談・斡旋対応と関係機関と連携した啓発や消費者講座を実施します。

- 消費生活センター\*の相談員による苦情相談の実施
- 消費生活相談のDXによる相談員の業務効率化の推進
- 消費生活学習会等への講師の派遣
- 県立高校等における消費者教育授業への支援



消費者トラブル防止講演会

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
消費者被害防止に関する講座受講者の理解度	95% (R7年度)	95%以上 (R12年度)

\*HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)：危険に繋がる特に重要な工程を継続的に監視・記録する衛生管理手法

\*と畜：食用に供するために、家畜のと殺・解体処理を行うこと

\*食品110番：食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口

\*消費生活センター：商品やサービスの購入などの消費生活全般に関する苦情相談を消費者から受け付ける窓口

## 施策 3

## カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり

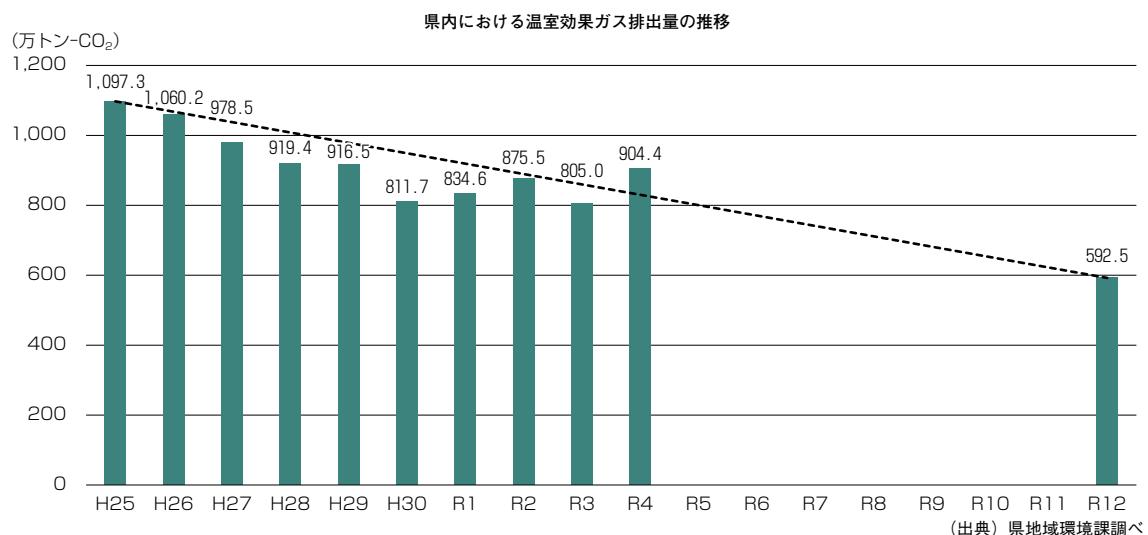


## めざす姿

- 環境にやさしく、地球温暖化(気候変動)影響にも適応した生活や事業活動が営まれ、脱炭素型の社会となっている。

## 現状・課題

- 気温や海水温の上昇、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加等、気候変動の影響が顕在化している中、その影響を予防・軽減するための適応策の推進が求められている。
- 国が2050年のカーボンニュートラル<sup>※</sup>実現に向け、2030年度までに温室効果ガス<sup>※</sup>排出量を2013年度比46%削減する目標を定め取組を推進している中、県民総ぐるみによる温室効果ガスの更なる排出削減が必要となっている。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	1,097.3万トン (H25年度)	592.5万トン (R12年度)



## 施策概要

- 県民、事業者、行政等が連携・協力し、温室効果ガス排出削減のための取組を通じて持続可能な県民のくらし・企業活動を推進し、気候変動による影響を予防・軽減するための適応策を普及促進します。

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの「排出量」から森林などによる「吸収量」を差し引いた合計が実質的にゼロになっている状態

※温室効果ガス：大気を構成する成分のうち、主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などの温室効果をもたらすもの

## 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

### 1 温室効果ガス排出削減対策の推進

2050年カーボンニュートラルを実現するため、節電、省エネルギーの取組、広い海域を活かした洋上風力発電など再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の導入を促進します。

- 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく特定事業者の温室効果ガス排出削減対策の推進
- ゼロカーボンアクション12<sup>\*\*</sup>の周知、啓発
- 洋上風力発電による再生可能エネルギーの導入促進
- 共同購入事業や住宅・事業場への太陽光発電設備等の設置補助事業等による再生可能エネルギーの導入促進



ゼロカーボンアクション12の周知

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
県内におけるエネルギー消費量	146.2千TJ (H25年度)	108.3千TJ (R12年度)

### 2 気候変動への適応策の推進

気候変動により現在生じている、また将来予測される被害を予防・軽減するため、気候変動への適応策に取り組みます。

- 地域気候変動適応センター<sup>\*\*\*</sup>による情報収集及び情報発信等を通じた周知啓発
- 県民など幅広い関係者による適応策の着実な推進



地域気候変動適応センターによるセミナー

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
気候変動適応策(熱中症対策、防災対策の両方)に取り組んでいる県民の割合	46.2% (R6年度)	70% (R12年度)

\*再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境などから取り出すことのできる、永続利用が可能なエネルギーの総称  
\*\*ゼロカーボンアクション12：県民の脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、誰にでもできる環境にやさしい行動として推奨している12のアクション  
\*\*\*地域気候変動適応センター：その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（本県では環境保健研究センター内に設置）

### 3 環境保全活動の促進や環境教育等の推進

持続可能な社会の実現を目指して、県民、事業者、行政などそれぞれの主体が環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動するよう環境教育を推進します。

- 市町と連携した環境教育を実践する人材の育成及び確保
- 県民、事業者、NPO、行政等が連携、協働した環境保全活動の推進
- 身近な環境問題や生物多様性の恵みにふれる機会の増加
- 環境アドバイザー<sup>\*</sup>等を活用した環境に関する知識の普及や情報発信



環境アドバイザーによる環境教育

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	79.9% (R6年度)	100% (R12年度)



<sup>\*</sup>環境アドバイザー：環境保全に関する知識の普及を図るため、県に登録された環境に関する知識や経験を有する人

## 施策4 環境への負荷が少ない循環型社会づくり

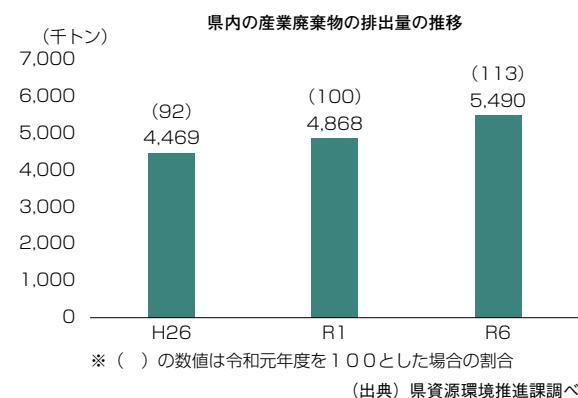
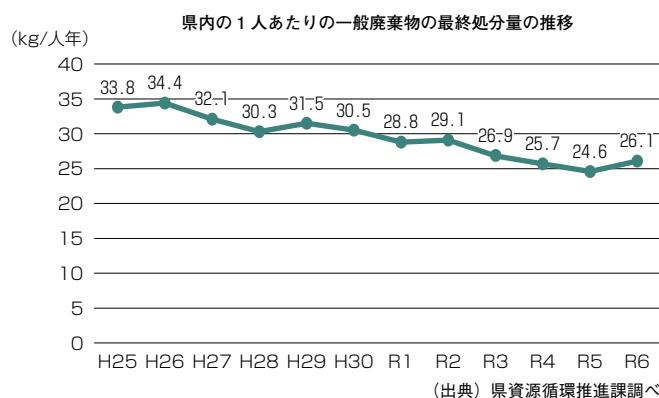


### めざす姿

- ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践され、循環型社会<sup>※</sup>となっている。

### 現状・課題

- 資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を推進し、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現が求められている。
- 循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物・産業廃棄物について更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要となっている。
- 外国由来のものも含め大量に繰り返し漂着する海洋ごみの回収処理と発生抑制対策が必要となっている。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
1人あたりの一般廃棄物の最終処分量	26.1kg/人・年 (R6年度)	24.2kg/人・年 (R12年度)
産業廃棄物の最終処分量	170千トン (R6年度)	158千トン (R12年度)

### 施策概要

- 食品ロス<sup>※</sup>削減等ごみの減量化や再資源化を図る4R<sup>※</sup>と廃棄物適正処理を推進します。

※循環型社会：資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することを目的に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（リサイクル）などを推進する社会  
※食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品

※4R：(Refuse: 断る) 不要なものは「いりません」と断る、買わない、(Reduce: 減らす) ごみを減らす、(Reuse: 再使用) まだ使えるものを、くりかえし使う、(Recycle: 再生利用) 資源としてまた利用する

## 1 食品ロス削減などの4Rの推進

食品ロス削減のため、消費者、事業者等に対する普及啓発、フードバンク\*の取組を促進します。また、廃棄物削減のため県民、事業者、関係団体等からなるながさき環境県民会議\*を中心として4Rを推進します。

- 一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した生ごみひと絞り事業等による取組の実践
- 4R(ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた、SNS等による効果的な情報発信・周知啓発の推進
- ながさき環境県民会議を中心とした県民運動の展開



4Rのイメージ図

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
1人1日あたりの食品ロス発生量	92.9g/人・日 (R5年度)	89.4g/人・日 (R12年度)

\*フードバンク：家庭や事業者から発生する過剰在庫品や規格外品などの提供を受け、生活困窮者やこども食堂、社会福祉施設などに寄附する活動を行う団体  
\*ながさき環境県民会議：脱炭素・循環型社会づくりを目的に、県民、事業者、関係団体等で構成する組織

### 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

## 2 プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

国、市町、民間団体等と連携を図りながら、プラスチックごみの発生抑制と再資源化の取組を促進し、併せて、海岸漂着物の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策に取り組みます。

- 海岸漂着物の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等の推進
- マイクロプラスチック\*の現状把握
- 市町、事業者と連携したプラスチックごみの発生抑制と再資源化の取組促進
- マイボトルやマイバッグの持参、ワンウェイプラスチック製品\*を断る等によるプラスチック製品使用の抑制と分別徹底の意識啓発



日韓ビーチクリーンアップ事業

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	131事業 (R6年度)	140事業 (R12年度)

## 3 廃棄物の適正処理の推進

監視パトロールによる不法投棄・違法焼却の未然防止や産業廃棄物処理業者等への立入検査による不適正処理防止などの対策を推進します。

- 監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導
- 産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導
- 処理業者及び排出事業者等に対する研修会の開催



不法投棄等監視合同パトロール(県、警察、海上保安部)



不法投棄等監視合同パトロール(県、警察、市町)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
産業廃棄物処理業者の基準適合率	97% (R6年度)	97%以上 (R12年度)

\*マイクロプラスチック：一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック。海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっている

\*ワンウェイプラスチック製品：使い捨てのプラスチック製品

## 施策 5

## 水・大気環境の確保と生物多様性の保全

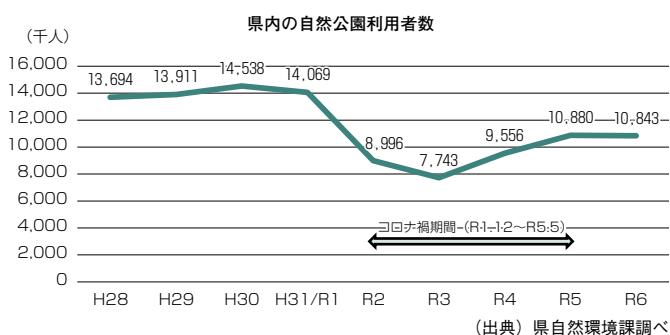
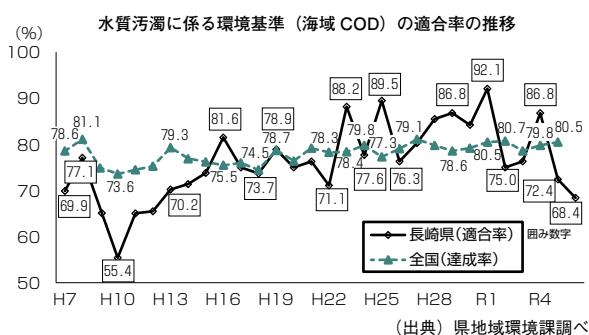


## めざす姿

- 水・大気環境や生物多様性\*の保全により、県民が暮らしやすい生活環境が確保され、自然の恵みの認識が高まり、活用されている。

## 現状・課題

- 閉鎖性水域\*や河川などの水環境保全や大気環境保全が必要となっている。
- 大村湾及び諫早湾干拓調整池\*など閉鎖性水域における環境保全、汚水処理人口普及率の向上が必要となっている。
- ネイチャーポジティブ\*実現に向け、国内外で生物多様性を社会経済活動の基盤として守り活用する取組への要請が高まっている中、生物多様性保全に関する県民や事業者の理解と行動が求められている。
- 増えすぎた鳥獣や外来種等による生態系被害が懸念されている。



成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
身の回りの水や空気がきれいで、緑や生きものが守られていると思う人の割合	78.6% (R7年度)	83% (R12年度)

## 施策概要

- 海域や河川、大気などの常時監視や工場・事業場への監視指導、浄化槽などの普及促進により水・大気環境の保全に取り組みます。
- 県内の生物多様性の保全と自然の恵みの活用を推進するため、保全活動支援、希少野生動植物保全、外来種対策、生物多様性の見える化等に取り組みます。

\*生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある

\*閉鎖性水域：湖沼、内湾、内海など、水の出入りや交換が少なく、地形的に閉鎖された水域

\*諫早湾干拓調整池：国営諫早湾干拓事業により、諫早湾の湾奥部が潮受堤防によって締め切られてできた新しい湖（調整池）

\*ネイチャーポジティブ：日本語訳で「自然再興」。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然保護だけでなく、経済社会などにまたがって改善を促す目標

### 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

1

## 水環境の保全の推進

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るために、水環境の常時監視や工場・事業場の排水の継続的な監視を行います。また、下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進に取り組みます。

- 水環境の常時監視
- 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全
- 下水道・浄化槽の整備等に対する支援



大村湾南部浄化センター

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
水質汚濁に係る環境基準(海域COD <sup>※</sup> )の適合率	76% (R2～R6年度平均)	86% (R12年度)
汚水処理人口普及率	84.8% (R6年度)	88.7% (R12年度)



2

## 大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進

閉鎖性の強い水域である大村湾及び諫早湾干拓調整池について、行動計画に基づき、国、県、市の関係機関で連携し各種水質保全対策や生物多様性の保全など環境保全の取組を推進します。

- 下水道・浄化槽の整備、下水道の高度処理化、環境保全型農業の推進等の水質保全対策の実施
- 生物多様性保全の基礎となる各種調査や環境教育等の実施



大村湾

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
大村湾の水質(COD75%値平均)	2.5mg/L (R6年度)	2.0mg/L (R12年度)
諫早湾干拓調整池の水質(COD75%値平均)	8.6mg/L (R6年度)	5.0mg/L (R12年度)



※ COD (Chemical Oxygen Demand)：湖沼や海域の有機性物質等による水質汚濁の程度を表す指標

### 3 大気環境の保全の推進

県民の生活環境を保全するため、PM2.5\*や光化学オキシダント\*などの大気環境の常時監視、工場・事業場等の発生源の継続的な監視、新幹線鉄道等に係る騒音・振動調査を実施します。

- 大気環境の常時監視
- 工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全
- 新幹線鉄道騒音・振動調査、自動車騒音調査の実施



PM2.5試料採集

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
大気環境基準の適合率	87% (R2～R6年度平均)	88% (R12年度)



### 4 生物多様性の保全

生物多様性の現状を継続的に把握し、法令等に基づく規制やツシマヤマネコをはじめとした希少な野生生物の保護や鳥獣被害対策、外来種対策などに取り組みます。また、地域の自然環境の保全事業や様々な主体による保全活動を促進します。

- 行政、民間、NPO等による自然共生サイト\*の取組や生物多様性保全活動に対する支援
- 法令による希少な野生動植物の捕獲採取規制
- 増えすぎた鳥獣や外来種等による生態系や農林業被害対策の推進
- 野生動植物生息生育情報の収集及び周知啓発



ツシマヤマネコ(国内希少野生動植物種)

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生物多様性保全活動により維持・再生されたエリアの面積(累計)	65ha (R6年度)	100ha (R12年度)



\*PM2.5 (Particulate matter 2.5) : 大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル ( $\mu\text{m}$ ) 以下の微小な粒子

\*光化学オキシダント : 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

\*自然共生サイト : 企業が有する森や里地里山、都市の緑地など、民間の取組等によって「生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定するもの

## 5 自然の恵みに関する理解促進と活用

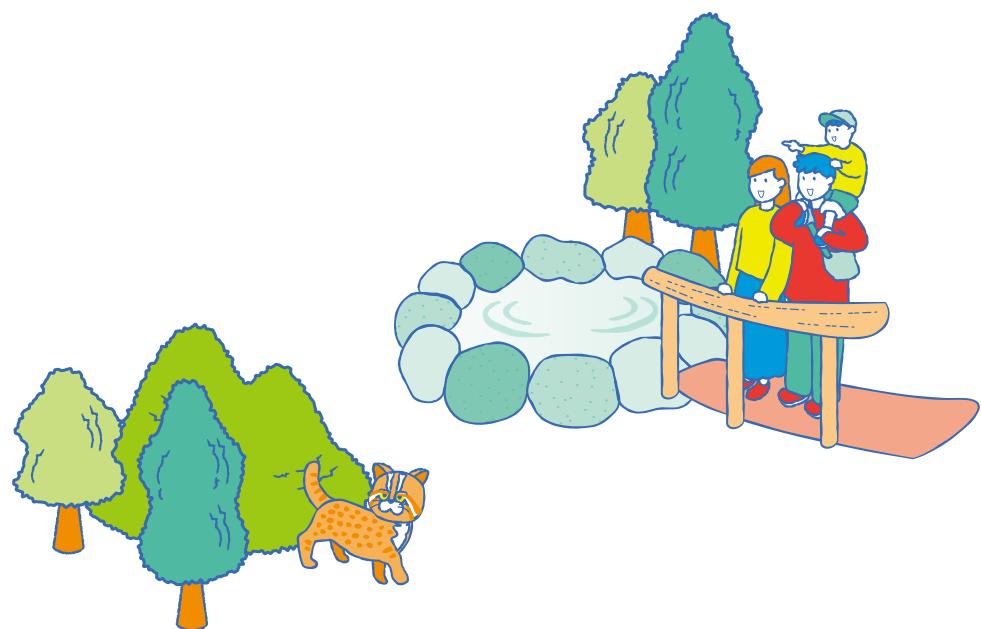
自然公園\*やジオパーク、九州自然歩道\*など本県の豊かな自然の活用や生物多様性の見える化を行うことで、県民が自然の恵みを実感し、保全の必要性について理解を深める取組を推進します。

- 自然公園等の利用環境の向上化
- 自然公園等に関する利用促進
- ドローンを活用した自然公園等の巡視・調査・情報発信



仁田峠のミヤマキリシマ

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
自然公園利用者数	10,843千人 (R6年度)	14,000千人 (R12年度)



\*自然公園：優れた自然風景地を保護し、利用増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法により指定された公園

\*九州自然歩道：豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身のリフレッシュと自然保護への理解促進を目的に整備された九州7県を一周する総延長約三千kmの歩道

1 こども

2 くらし

3 しごと

4 にぎわい

5 まち

## 施策 6

## 動物愛護管理の推進

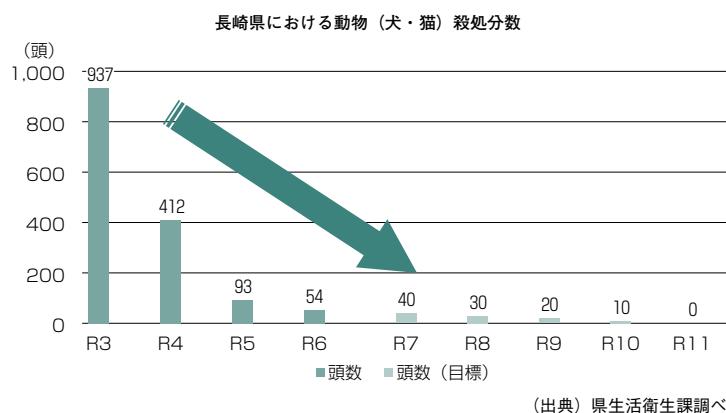


## めざす姿

- 命を大切にする県民の心が育まれ、動物の適正な飼養・管理がなされた、人と動物が共生する住みよい社会となっている。

## 現状・課題

- 2019年の動物愛護管理法の改正により、殺処分数を減らすことや適正飼養を推進するための措置が拡充されるなど、動物愛護管理\*の更なる推進が求められている。
- 本県の殺処分数は他自治体に比べて依然として多いため、ボランティア等と連携した野良猫不妊化や譲渡活動等の推進が必要となっている。
- 適正飼養等の動物愛護管理に関し、市町や民間と連携しながら、幅広い層に対して普及啓発の推進が必要となっている。



動物愛護管理センター(仮称)イメージ図(鳥瞰図)

成果指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
動物(犬・猫)の殺処分数	54頭 (R6年度)	0頭 (R11年度)

## 施策概要

- ボランティア団体など関係者と連携し、収容数削減・譲渡推進などによる動物殺処分ゼロに向けた取組や動物愛護管理の普及啓発を推進します。

\*動物愛護管理：「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うこと

## 【基本戦略3】安心して生活できる環境づくりを推進する

### 1 動物殺処分ゼロに向けた取組の推進

「動物殺処分ゼロ」に向け、入口対策である収容数の削減と出口対策である収容動物の譲渡推進などに取り組みます。

- 野良猫の不妊化手術支援
- ボランティアとの連携による地域猫活動や譲渡活動の推進
- 長崎県動物愛護管理センター(仮称)<sup>\*</sup>の整備推進



動物愛護管理センター(仮称)イメージ図(アーリペル外観)



動物愛護管理センター(仮称)イメージ図(エントランスホール)



地域猫ボランティア活動風景



ミルクボランティア活動

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
登録ボランティア(個人・団体)の数	57 (R6年度)	120 (R12年度)

<sup>\*</sup>長崎県動物愛護管理センター(仮称)：「人と動物のかかわりを豊かなものとする施設」を基本コンセプトに、県民の皆様とともに動物愛護管理を推進するため本県が整備を進めている施設

## 2 動物愛護管理に関する普及啓発

動物の適正な飼養・管理に関する理解が深まるよう、市町やボランティア団体等の関係者と連携した普及啓発を推進します。

- 県内各地でこどもたちへの教育の展開
- イベント・講習会等での情報発信の強化
- 多頭飼育問題などに対する、市町や福祉関係者と連携した包括的な支援の推進
- 地域住民がボランティア団体へ相談できる体制の育成支援



命の授業風景



保護犬

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
動物愛護に係る講習会等に初めて参加する児童・学生の数	423人 (R6年度)	873人 (R12年度)

